

2026年6月3日

心理リハビリテーションにおける「個別研修」についてのQ&A

日本リハビリテーション心理学会資格認定委員会

令和5年度より新設された「個別研修」制度につきまして、資格認定委員会にご連絡頂くことが多い質問に対する回答を、下記の通りまとめました。今後、心理リハビリテーションにおける活動について「個別研修」を活用して資格申請をいただく際に参照ください。

【個別研修記録簿の提出に関して】

Q. 「個別研修記録簿」はいつ資格認定委員会に提出すればよいですか？ また、個別研修レポートを資格認定委員会に提出する必要があるでしょうか？

A. 「個別研修記録簿」は、トレーナーまたはスーパーバイザー資格を申請する際に、他の必要書類と併せて資格認定委員会事務局まで提出ください。資格申請を行うまでは、研修者の方がご自身で保管ください。また、個別研修レポートは、スーパーバイザーに指導を受けることを目的としたものであり、資格認定委員会事務局に提出いただく必要はありません。

Q. 個別研修の規定の実技22時間、研修22時間を満たし、個別研修記録簿・レポートの作成のチェック終了後、どのように手続きを進めればよいですか？

A. スーパーバイザー2名から署名を受けて完成した「個別研修記録簿」は、資格申請の要件を満たすまで、研修者自身で保管ください。「個別研修記録簿」は資格申請の際にほかの書類と併せて提出をいただくため、1回の「個別研修記録簿」の完成ごとに、資格認定委員会に提出していただく必要はありません。資格申請の要件を満たした際、他の必要書類と併せて資格認定委員会事務局に送付してください。その際、個別研修レポートについては、資格認定委員会事務局に提出いただく必要はありません。

Q. 資格申請書類について、資格認定委員会の印が押されている臨床研修修了証明書のコピー、確認スーパーバイザー2名の署名を受けた個別研修記録簿のコピーとあるが、臨床研修証明書で30ポイントを超えている場合は、個別研修記録簿は提出しなくてもよいでしょうか？

A. キャンプや認定課程等の臨床研修修了証明書のみで規定のポイント以上を証明できる場合は、個別研修記録簿の提出の必要はございません。

【サブトレーナーに関して】

Q. 心理リハビリテーション・キャンプや月例会等でサブトレーナーとして参加した者は、個別研修において研修を受けたものとして認められるでしょうか？

A. 心理リハビリテーション・キャンプや月例会等において、サブトレーナーとして参加した方は、個別研修制度における「心理リハビリテーションの理論・技法等の研修」の時間として取り扱うことができます。サブトレーナーとして指導を受けたスーパーバイザーの氏名と番号を確認して個別研修記録簿に記載してください。

【研修時間に関して】

Q. 個別研修にあたっての事前研修 2 時間は、個別研修記録簿のどこに記載すればよいですか？

A. 個別研修記録簿の「心理リハビリテーションの理論・技法等の研修記録」の欄に記載ください。また、事前研修の 2 時間は、「心理リハビリテーションの理論・技法等の研修記録」として求められる 22 時間の内に含めることができます。

Q. これまで個別研修制度を利用して 10 ポイントを獲得した者が、さらに個別研修制度を利用しようとする際には、改めて事前研修 2 時間を行う必要があるでしょうか？

A. 事前研修は、心理リハビリテーションの実践経験がこれまで全くない方が、はじめて実技を行う際に、事前に適切な研修を受けておくことを促すための研修になります。そのため、これまで個別研修やキャンプ等で心理リハビリテーションの実践経験がある方に対して、改めて事前研修を行う必要はございません。

Q. 個別研修記録簿に記載する研修時間は、年や年度をまたいても問題はないでしょうか？ また、個別研修制度のポイントの対象となる研修は制度ができた令和 5 年以降の取り組みとなるでしょうか？

A. 個別研修記録簿に記載する研修時間は、年や年度をまたいても問題ありません。また、個別研修制度の対象となる実技・研修は、新型コロナウイルス感染症のため宿泊を伴うキャンプの開催が難しくなった、令和 2 年度（2020 年度）以降を対象としています。

Q. 令和 2 年度（2020 年度）以降、「実技」「理論・技法等の研修」の時間が非常に多い場合、複数に分けて個別研修制度を利用することが可能ですか？

A. 実技および研修それぞれ 22 時間を超える場合については、新たに個別研修記録簿を作成していただき、複数の証明書として使用することができます。

Q. 「心理リハビリテーションの理論・技法, 事例検討等の研修」について, 学会での研究発表や全国大会への参加を含めることが可能でしょうか?

A. 日本リハビリテーション心理学会全国大会や心理リハビリテーションの会の発表・シンポジウム、あるいは各地域で行われている研究大会などへの参加時間について、個別研修制度における「心理リハビリテーションの理論・技法等の研修」の時間として含めることができます。時間数はプログラムの内容によって異なりますので、今後は大会パンフレット等にてお知らせいたします。なお、2025年度の学術大会・全国大会に参加いただいた場合は下記のように記載ください。その他の研究集会等へ参加の場合も、こちらの記載例に準じて個別研修記録簿にご記入ください。また、学術大会・全国大会等への参加を個別研修の時間として記載いただく際には、SV 氏名および番号の記載は必要ありません。

	申請者氏名
心理リハビリテーションの理論・技法等の研修記録	

No	実施日	研修実施時間			実施施設や会の名称	指導スーパーバイザー		
		開始時間	終了時間	実施時間		SV氏名	SV番号	研修内容
1	2025年11月29日	9:30	11:30	2:00	2025年日本リハビリテーション心理学会学術大会 ポスター発表参加	なし		理論・技法
2	2025年11月29日	13:40	15:40	2:00	心理リハビリテーションの会全国大会(TOHOKU) リレーシンポジウム	なし		理論・技法
3	2025年11月29日	16:00	17:00	1:00	心理リハビリテーションの会全国大会(TOHOKU) 公開実技指導	なし		理論・技法
4	2025年11月30日	9:00	10:30	1:30	心理リハビリテーションの会全国大会(TOHOKU) 分科会B 地域での実践	なし		理論・技法
5	2025年11月30日	10:50	11:30	0:40	心理リハビリテーションの会全国大会(TOHOKU) リフレクションタイム	なし		理論・技法
6								
7								

また、研修者が学術集会や研修会において、それぞれのプログラムに参加し、適切に研修を受けていたかどうかについては、個別研修記録簿の最後の「確認スーパーバイザー」の欄に署名するスーパーバイザー2名が責任を持って確認する必要があります。参加の証明となる書類(参加証や領収書等)をスーパーバイザーに提示し、確認を受けることができるよう保管・準備ください。

以上